

電力地産地消導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市（以下「市」という。）が実施する函館市電力地産地消導入可能性調査業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 件名 電力地産地消導入可能性調査業務

(2) 目的

市内唯一のごみ焼却施設である日乃出清掃工場（以下「清掃工場」という。）は、設備の老朽化に伴う改修工事を進めており、令和11年4月の全面供用開始以降は、ごみ焼却熱を利用した廃棄物発電が設備の更新に伴って大幅に増加する見込みとなっている。

この電力については、清掃工場内での自家消費のほか、近隣の市公共施設（企業局南下水終末処理場（污水处理施設、污泥処理施設）、競輪場）へ、自営線による供給を新たに開始し、電力の地産地消を行うこととしているが、この取り組みを更に推進するため、清掃工場で発電する電力の効果的な利活用策について検討を行うとともに、検討した利活用策について、地域の状況や事業採算性も含めた導入可能性を調査することを目的とする。

なお、検討する電力利活用先は市公共施設を基本とする。

(3) 内容

ア 現状の整理

(ア) 市が提供する資料（過去3年間の清掃工場における発電実績、清掃工場内電力消費実績および1時間ごとのごみ投入量実績）をもとに、連系可能な最大送電電力などの条件を踏まえて、清掃工場から供給可能な電力量を推計する。

(イ) 市公共施設における電力消費量について、市の提供する資料（代表的な公共施設における30分ごとの電力消費実績）などをもとに推計、分析するとともに、効果的な供給先（特に、多くの公共施設で電力需要が低下する夜間）について検討する。

(ウ) その他、より詳細な検討に必要な推計等を行うこととし、市が提供する資料で不足する場合については、受託者が調達する。この調達にあたり、市や他の関係機関の協力が必要な場合は、都度協議すること。

イ 電力利活用策の検討

自治体が経営参画する新電力会社の設立、自己託送制度の活用その他により、電力の利活用策を複数検討し、以下の整理を行う。

(ア) 事業の枠組み

(イ) 導入コストの算出（イニシャルコスト・ランニングコスト）

(ウ) 導入スケジュール

(エ) CO₂削減効果

(オ) 課題の抽出

ウ 各利活用策の導入可能性整理

イの各利活用策について、下記の整理を行う。

- (ア) 費用対効果の分析
- (イ) 事業採算性の評価
- (ウ) 課題の解決策

エ 各利活用策を比較・分析し、今後市で事業効果が望める最適案を整理する。

- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (5) 提案限度額 14,993,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 業務担当部課

函館市環境部環境政策課

〒040-0034 函館市大森町21番12号 シャトーム大森1階

電 話 0138-85-8197

e-mail kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

担 当 沼田

2 スケジュール

公募開始	令和7年4月24日（木）
質問書提出期限	令和7年5月7日（水）午後5時
質問、回答の公表	令和7年5月14日（水）頃 [ホームページ公表]
参加申込書提出期限	令和7年5月20日（火）午後5時
参加資格確認結果通知	令和7年5月23日（金）まで
企画提案書提出期限	令和7年6月4日（水）午後5時
ヒアリングの実施	令和7年6月16日（月）
受託候補者決定	令和7年6月中旬
審査結果通知・公表	令和7年6月中旬
契約締結	令和7年6月下旬

3 参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件をすべて満たす日本の法律に基づく法人でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- (7) 令和2年度以降に受渡しの完了した類似業務（電力地産地消の実現を目的とした手法の分析や導入可能性調査などの業務）の業務実績があること、または既に

本件で調査対象とする電力地産地消に係る事業を実施しているなど、調査内容について精通していると認められること。

4 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式7「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時まで

(2) 提出先

1 (6)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 回答方法

市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025041600024/>

5 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 構成員調書（様式2）[グループで応募する場合]

③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）

④ 誓約書（様式3）

⑤ 直近の法人税申告書一式（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表および勘定科目明細書）

⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）[納税義務がある場合]

⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）

⑧ 委任状（様式4）[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

⑨ 業務実績調書（様式5）

イ 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時まで

ウ 提出先

1 (6)に同じ

エ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は、構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（

上記ア③から⑨)は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和7年5月23日(金)までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

次の事項について提案すること。なお、以下ア～エの詳細については、本要領「1 業務概要 – (3) 内容」を参照すること。

ア 清掃工場の推計発電量と、市公共施設における消費電力量の調査および整理を適切に行うための考え方や方法

イ 調査対象とする各電力利活用策の概要ならびに検討方法

調査時点の電力制度の動向を踏まえながら、以下①～③すべての項目について提案すること。

① 自治体が経営参画する新電力会社の設立

② 自己託送制度の活用

③ その他(3提案以内)

ウ 調査対象とする各電力利活用策の導入可能性を精確かつ適切に整理するための方法

エ 調査対象とする各電力利活用策の比較分析を行うための整理項目

オ 実施スケジュール

着手から完了までの一連の流れがわかるように作成すること。

カ 提案価格(提案内容ごとの内訳を含む)

キ 人員配置

グループの場合は、構成員の担当業務を記載すること。

ク 「3参加資格要件」(7)に定める条件を満たしていることを示す受託実績等

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

A4判(A3判の折込可)

イ 提出部数

① 企画提案書[表紙](様式6) 正本1部

② 企画提案書 正本1部、副本10部

・頁番号を付すこと。

・文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

※副本のうち5部(本プロポーザル審査委員会委員審査用)は、企画提案者の名称を消去すること。

ウ 提出期限

令和7年6月4日(水)午後5時まで

エ 提出先

1(6)に同じ

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手續およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、5名で構成された函館市電力地産地消検討調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙「函館市電力地産地消検討調査業務プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) 審査方法

書類審査およびヒアリング審査を実施し、企画提案書およびヒアリングの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

ア 書類審査

企画提案者を対象に書類審査を実施する。ただし、企画提案者が少数であった場合は省略し、ヒアリング審査のみを実施する。

イ ヒアリング審査

(ア) ヒアリング審査を行う者として選定された者を対象にヒアリング審査を実施する。なお、審査時間等は別途通知する。

(イ) 企画提案の内容について、対面によりプレゼンテーションおよび質疑応答を行うものとする。

(ウ) ヒアリング審査に当たっては次のとおりとする。

① 企画提案者1者ずつの呼び込み方式とする。

② 追加資料の配付は禁止する。

③ 出席者は、プレゼンテーション等の補助者を含めて3名以内とする。

④ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価および選定から除外する。

(3) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

8 最適提案者の選定

選考対象となった企画提案者のうち、評価点の合計が最も高い1者を最適提案者として選定する。ただし、すべての企画提案者の評価点の合計が70点に達しない場合は、最適提案者を選定せず本プロポーザルの手続きを中止する。

なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目②と④の評価点の合計点が高い者を最適提案者として選定する。

9 審査結果の通知

市は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計
※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。
企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。
- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。

- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は，企画提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任はすべて提案者が負う。